

関係団体へのヒアリング実施状況について

1 実施内容

「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」の策定に向けて、各関係団体から人権に関する現在の状況や指針策定にあたっての意見・要望等についてヒアリングを行ない、その内容をまとめたものが、「関係団体ヒアリング状況」となっています。

2 ヒアリング期間

令和元年7月11日（木）～7月31日（水）

3 ヒアリング団体

分野	実施団体	備考
子ども	児童養護施設	1団体
高齢者	高齢者相談機関	1団体
障害者	肢体不自由者・聴覚障害者・知的障害者父母・肢体不自由児者父母・高次脳機能障害者家族	5団体※
同和問題（部落差別）	部落解放運動団体	1団体
外国人	（ボランティア）日本語教室運営団体	1団体
就労	労働者団体	1団体
性自認・性的指向	当事者等団体連合体	1団体

※障害者団体（当初予定6団体）のうち、視覚障害者はヒアリング辞退 計11団体

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
子ども	児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待件数の増加 ・さまざまな虐待死事件 ・子どもを親の所有物のように扱う現状（一番弱い立場、軽くみられる存在となっていることがある。） ・「児童の権利に関する条約」の周知がされていない現状 ・いじめ、児童買春、児童ポルノ、インターネット利用から発生する情報の氾濫 ・教育格差、貧困の連鎖によって子どもの人権が脅かされる状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい時から一人の人間として対応する、される意識を持つこと教育の必要性 ・家庭、学校、地域などで、子どもが意見を表明することを大切にするとともにきちんと聴く大人の存在 ・子どもたちが中心となった会議の開催を実施することにより、自分たちで考え、意見を表明することの大切さを身に付けさせていく
高齢者	高齢者相談機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会、家族関係についての意識変化 少子化の進行などにより、家族の概念が変化してきているとともに、高齢者の側も子供には迷惑かけられないとの思いが広まりつつあると日々の相談の中で感じている。 ・高齢期に向けた準備 誰もが高齢となっていく中で、その事実認識をしっかりと持って準備してきている方々と準備できていない方々との認識の差が、結果として、様々な課題の一要因となってきていることを感じる。 ・制度理解の必要性 様々な制度を知らないために、家族の負担増となり、互いに追い込まれ虐待などにつながっていくことも多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の複雑化 外国人と結婚された方や障害者の方から、高齢化に伴う相談が増えつつある。高齢者の人権を考えるにあたり、他の人権課題と併せた取組みが必要と感じている。 ・経済的基盤から発生してくる人権課題 相談内容を確認していると、虐待や財産を無断で処分する、介護・世話を放棄するなどの問題の根底に経済的問題があることが多い。高齢期に向けた準備の必要性の周知や悪徳商法への対応、判断能力が低下してくる中で財産をどのように守っていくかなどの取組みが必要であると考えている。
障害者①	肢体不自由者	かつては、障害を持っている状況だけで、「気持ち悪いから店に入るな」などといわれたこともあった。	団地の建物にもエレベーターが設置されるなどハード面の整備も含めて、世の中の理解が進み、随分理解は進んできた。

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
		<p>現在は、そのようなことは無くなったが、店舗先で歩道ブロック上に荷物が置かれていたり、右側の手すりを使うためにエスカレーターで右側に寄っていると邪魔者扱いされることがある。</p>	<p>それでも、障害者差別解消法のパンフレットを持って店舗に行くと、「あなたたちは理解されていて恵まれているね」などと皮肉を言われたことがある。</p> <p>今後とも、障害者の理解が進むよう、共に暮らす立場から周知活動に努めて欲しい。</p>
障害者②	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮＝特別扱い・優遇と捉えている人がいる 障害者差別解消法が施行され「合理的配慮」が言われているが、未だに「合理的配慮＝特別扱い・優遇」と捉える人がいる。 ・情報取得環境の整備 店舗利用の際に手話ができる方がいない、字幕付き映画の上映日が少ない、手話付の講演会が限定される、聴覚障害者用の火災報知器の配付数に制限がありまだまだ必要な方々に行き渡っていないなど状況がある。 また、直接電話で話すことのできない状況に対応するため、代りに内容を仲介する「電話リレーサービス」の制度があるが、社会への普及が不十分で、利用ができないなど、社会参加の機会が損なわれていると感じる場がある。 ・手話通訳者の人数が足りない 相談の際に手話通訳の方がいないために長時間の相談になったり、事前に依頼しても手話できる人がいないため断られるなど手話通訳の方が足りていない。 ・聴覚障害者の利用者がいることへの理解不足 交通機関利用の場面など情報発信が音のみで、聴覚障害者が 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション環境の整備 手話通訳者の育成・増員のほか、色で危険を知らせる・振動で現在の状況について知らせるなど聴覚以外の方法からも情報が伝わる環境整備を進めてほしい。 ・聴覚障害者への理解促進 学校教育をはじめ、様々な機会を通じて聴覚障害者の状況について理解を深める機会が必要と考えている。 ・聴覚障害者が集まることのできる環境づくり 聴覚障害者協会会員のみならず、聴覚障害のある方が集うことのできる機会づくりを進めてほしい。

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
		<p>いることを理解されていないと感じたり、高齢者施設では手話のできる職員がいない。</p>	
障害者③	知的障害者父母	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のサービスが普通に受けられないことがある 店舗利用の際に「店内が混んでいる」など店舗を管理する側の都合により後回しにされることがある。 ・ 障害者とは「普通に劣っている人・何かができない人・何を するかわからない人」という見方で接する人がいる 障害者の施設ができることには賛成だが自分の家の周りにはつくって欲しくない、と言われる。 できること・わかることについても、「わからないだろう」と歪んだ特別扱いされることがある。障害者の中には、プライドを傷つけられたと感じたり、上から目線と感じたりする人もいる。 ・ 教育に携わる方々の中に、障害についての知識や理解が不足している方がいると感じることがある 教育に携わり、これからの社会を担う子どもたちを育てている方は一般の方より積極的に学び、人権意識を高めていただきたいと思う。 ・ 区の職員の中にも、障害者理解や人権意識が不足していると感じる方がいる 窓口で相談する内容は他人に知られたくないこともあるが、配慮なく大きな声で話す職員の方がいる。 ウエルピアかつしか（葛飾区地域福祉・障害者センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員、職員をはじめとした関係者の理解促進 研修の機会を増やすなど、障害者理解推進を図り、人権意識を高めてほしい。 ・ 学校・地域での人権意識を高める取り組みの推進 社会の一員として共に暮らしていることを理解してもらえよう、学校での人権教育をはじめとして、様々な機会を通じて理解推進が図れるよう努めてほしい。 人権についての課題はとても広範囲で、さらにその中で知的障害者といっても一括りにはできない課題があると思うので、全ての人が一人ひとり尊重されること、何かの理由で排除されることが決してない、という考え方が大事だと思う。 ・ ハード面での整備の促進 以前に比べるとかなり整備は進んできたものの、さらに整備が必要と感じることが多い。 特に公共施設の多目的トイレについて障害者だけでなく、お子さん連れの方、高齢者なども含めていろいろな方が利用するので、さらに数を増やしてほしい。

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
		<p>の存在すら知らない職員の方がいる。</p>	
<p>障害者④</p>	<p>肢体不自由児者 父母</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の側にゆとりがない 施設の側では、人員は配置の面からゆとりがない状況で、なかなか個人としての好みや意思をきいてもらえる状況にない。 ・効率性重視の対応 文化施設によっては、効率性重視で車椅子利用の際に縦に座るように言われるなど、家族の状況を理解してもらえない。 ・受入施設の整備 高齢者の方だと「ショートステイ」の制度があるが、障害者の場合なかなかこのような施設が少ない。子どもの成長とともに、親から独立して暮らしていけるような基盤が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりのある人員配置 施設の側にゆとりのある人員配置があることで、管理だけでなく気持ちをもった人間として発想で接してほしい。 ・学校教育をはじめとした理解の促進 「共生社会」と言われながらも、まだまだ特別視され理解されていない。ボランティアの方々も手伝いに来てあげているなどの上から目線で接しることがある。普通感覚で接してもらえよう、学校教育の中で交流の場をつくるなど理解促進のための基盤づくりを進めてほしい。
<p>障害者⑤</p>	<p>高次脳機能障害者 家族</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で過ごせるグループホーム等の受皿づくり 家族で対応していくことが中心となっている現状の中、家族の側もどんどん高齢化が進んでいる。身近な地域で、高次脳機能障害者が過ごせるグループホーム等が必要となっている。 ・高次脳機能障害への理解不足 医療の発達により、今後、更に人数が増えると言われている。その一方、見た目だけではなかなか理解してもらえないのが現状となっている。もっと高次脳機能障害について、理解される取り組みが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受皿づくりの必要性 身近な地域でグループホームなどの施設があることにより、本人のみならず、関係者の高齢化や負担軽減などにつながる。これからも、ハード面の整備が必要と考えている。 ・医療従事者、介護関係者の理解 より一層、専門職の方々の高次脳機能障害に関する理解を深めて欲しい。 ・高次脳機能障害への理解促進 現在の状況を理解してもらえよう、私たちからも情報発信できる機会、そして、お互いの理解が進むような周知・啓発・

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害として認められる手帳等が存在しない 高次脳機能障害では、身体障害者手帳、精神障害者手帳や愛の手帳のように状況を把握できる手帳等が存在しない。現在は、個別の状況により、手帳申請の内容を使い分けているのが現状である。客観的に障害の状況を理解できるような内容物が必要となっている。 ・ 活動の場、集う場の必要性 元気になっても働く場所などがなかなか見つからない状況がある。情報交換の場としても、活動の場が必要となっている。 	<p>情報発信の環境整備を進めていく必要がある。</p>
<p>同和問題 (部落差別)</p>	<p>部落解放運動 団体</p>	<p>1 差別事件の現況と特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上でのヘイトスピーチを含む差別書き込みの増加 インターネットの構造を巧妙に悪用する高度に情報化された差別事件が大量増加しているのが近年の最大の特徴であり、法制度の確立を含めた根本的対策が求められている。 ・ 土地差別調査が根深くあることを証明する差別事件が多発 土地差別調査を煽動するユーチューブ動画が発覚しており、被差別部落に関わる土地差別調査もインターネットを媒体にして今後拡大していくことが予測され、国や東京都は、宅地建物取引業法（宅地主任者）の社会的責務として差別調査に加担しないように指導しているが、より徹底した対策、特に、「条例」制定等の法的整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別撤廃に向けて「葛飾区から部落差別をはじめ一切の差別をなくす」という差別撤廃に向けた使命と責務を葛飾区民に明示すること。 ・ 今日の現実社会である、インターネット上における部落差別の実態や「東京都人権条例」で謳われる人権基準、反レイシズムの理念を満たし 2016 年の「人権 3 法」はもとより、今日の部落差別の実態と課題を反映した指針となるよう、人権理念・差別の禁止の明確化・教育・啓発等の施策の充実が図られていく根拠としての「指針」策定をされたい。 ・ 人権に関わる当事者団体およびその運動への共鳴・共感を図り、当事者と区民との協働・連帯により、地域共生社会を実現していくことを明確にすること。 ・ インターネット上の差別事件の拡散防止と救済措置の実効的

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
		<ul style="list-style-type: none"> ・差別落書きや差別投書の増加 葛飾区を中心にした連続大量差別落書き事件は、16年にわたり120カ所以上発生している。また、かつて大量の差別投書が全国約400件発生したことや、近年においても関係団体あてに差別投書が続発している。 ・差別の現実を考慮せず何らの配慮なく差別標記のある古地図を掲載した出版や展示が多数見られる 差別の現実を前提に、何らかの配慮をした展示や出版が求められている。 ・採用選考面接等で「本籍地」を聞くなど統一応募用紙違反・職業安定法違反の事例が増えている。 東京労働局の実績報告で、96事業所の違反が発覚している。 ・「正しい部落認識」刷新のための教育・啓発の必要 「部落低位論」の枠組みを超えられない教育・啓発の現況の中で、2016年に「部落差別解消推進法」ができて、積極的に部落差別をなくしていこうという行政や企業・団体の取組みにも著しく支障をきたしている。当事者の自尊感情を軸に部落差別をなくす教育・啓発の内容に立て直す必要がある。 <p>2 部落問題に関する意識の状況</p> <p>葛飾区の世論調査では、毎回9～12%の区民が同和地区出身者との結婚はしない、反対との結果がでていたほか、2013年に東京都が実施した人権意識調査では、26.6%もの都民が何らかの理由で被差別部落民との結婚に反対と回答している。</p>	<p>な対策である「モニタリング事業」の実施を「指針」に盛り込まれたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧指針においても重要施策であった当事者の当事者による相談事業の積極的展開を引き続き位置付けること。 ・「正しい部落認識」にもとづいた教育・啓発の推進を指針の中に反映していくこと。 ・葛飾区内の全ての地域での「部落問題・人権講座」の展開を「指針」における具体策に明記し、着実な実施を図っていくこと。 ・「誰もが平等」ですという行政のスタンスは改め、「差別はいけない、許さない」、「差別は社会悪」であると訴えること。 ・「指針」の定期的な見直し（5年）、適宜な改定を進めること。 ・「あらゆる差別の撤廃に向けた人権条例」制定の必要性を明記すること。

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
外国人	日本語教室運営団体 (ボランティア)	<p>以前は、帰国子女の方々など長い間日本から離れて暮らしていた方が、改めて日本語を学ぶ機会として利用されていたが、現在は、働くために日本にやってきて日本語を学ぶ20歳代の方々が多くなってきている。</p> <p>なかなか日本語を学ぶという目的での接点のため、人権課題を意識することはない。</p> <p>ただし、昨今若い学習者が増えている状況の中で、学習者の方々はあまり国を意識した感情ではなく、現在一緒に地域で暮らしている仲間という発想がベースとなっていると感じている。</p>	<p>年々外国人の方々が増えている状況は実感している。</p> <p>まず、国籍等関係なく区民として受け入れる受け皿をしっかりとつくるのが大切だと考える。</p>
就 労	労働者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ、パワハラなどの各種ハラスメントに対する対策 ・偏見や差別を受けることの多いLGBTへの取り組み ・障害者差別問題への取り組み ・「部落差別解消推進法」を踏まえ、就職差別撤廃の取り組みの強化 ・全ての職場におけるディーセントワークの実現 	<p>人権新3法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）をはじめとして人権に関する周知、教育、啓発の推進</p>
性自認・性的指向	当事者等団体 連合体	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の抱える悩みをなかなか理解してもらえない <p>差別や偏見を恐れ、悩みや困難を家族・地域・職場などの方々に伝えられない・伝えても家族や周りの方々から受け入れてもらえない事例が多いことから、伝えることを諦め、家族や地域などから孤立してしまう。つまり、地縁や血縁など周囲の人に頼れず、孤立感を深めていく状況がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報として十分に認識されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントや差別的取り扱いへの対策の必要性 <p>就業後の飲み会で酔った上司から、本人の内面に傷つくようなことを言われたり、性的指向や性自認に関するいじめ・ハラスメントにより休職・辞職に追い込まれ、復帰に繋がる支援を受けることができなかったことなどを踏まえ、ハラスメントを防止する取組みが必要となっており、職場については来年から法制化が見込まれている。また、就職の際、性自認</p>

関係団体ヒアリング状況

分野	対象団体	現在の状況及び対応すべき人権課題	指針策定にあたり意見・要望
		<p>友人にカミングアウトしたら、翌日にはうわさ話として他の友人に広まってしまい、それぞれから問いただされた事例など、性的指向や性自認が慎重に扱うべき個人情報であるという認識が不十分な状況がある。</p>	<p>をカミングアウトしたところ面接を打ち切られることなどの差別的取り扱いについても、東京都条例で禁止されていることを踏まえ対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の了解なしに伝えることはプライバシーの侵害となることへの対応 <p>当人を思っでの行動であっても、当人の了承なく他に伝えることは「アウトティング」とも呼ばれるプライバシーの侵害となることについて、来年度の防止対策の法制化見込みを踏まえ、対応を進める必要がある。</p> ・ハード面の整備 <p>気兼ねなく利用できるトイレ等の施設整備など、ハード面の整備をすすめていくことが必要となっている。その際、整備したハードがプライバシーを守ることのできる構造となっているかも留意が求められる。</p> ・性別規範にとらわれることの無いような意識改革